

山鹿市 軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付判定フロー

《表1》

要介護度	対象外種目	告示に該当する状態像	基本調査の結果
要支援1・2 要介護1	1 車いす及び車いす付属品 (電動車いすを含む)	次のいずれかに該当する者	
		1. 日常的に歩行が困難な者	基本調査1-7「3. できない」
	2. 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	該当項目なし ※(補足) 参照	
2 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	1. 日常的に起き上がりが困難な者	基本調査1-4「3. できない」
		2. 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3. できない」
	3 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3. できない」
4 認知症老人徘徊探知器	次の2点いずれにも該当する者	1. 意思の伝達・介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	次のいずれかに該当する 基本調査3-1「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 基本調査3-2~3-7のいずれか「2. できない」 基本調査3-8~4-15のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む
		2. 移動において全介助を必要としない者	基本調査2-2「4. 全介助」以外
		5 移動用リフト(つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者
	1. 日常的に立ち上がりが困難な者	基本調査1-8「3. できない」	
2. 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	基本調査2-1「3. 一部介助」又は「4. 全介助」		
	3. 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	該当項目なし ※(補足) 参照	
要支援1・2 要介護1~3	6 自動排泄処理装置	次の2点いずれにも該当する者	
		1. 排便が全介助を必要とする者	基本調査2-6「4. 全介助」
	2. 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-1「4. 全介助」	

※(補足) 該当する認定調査項目がないため、医師から得た医学的所見及び福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、ケアマネジャー又は地域包括支援センター担当職員(以下、「ケアマネジャー等」という。)が判断します。

